

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
 ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

Q1 友人に勧められて上場株式を購入し、特定口座で管理していました。海外出張の帰りの飛行機内で新聞を読んでいたところ、当該株式の発行会社が倒産により上場廃止となり、破産手続開始の決定を受けていることを知りました。保有していた上場株式の発行会社が清算・破産などした場合、所得税法上はどのような取り扱いになるのでしょうか。

A1 原則的取り扱い
 株式の発行会社が破産などにより個人が所有する株式の価値が失われたとしても、それによる損失は原則としてほかの株式等の譲渡益や給与所得等ほかの所得の金額から控除することはできません。かかる理由は、「売却」や「譲渡」により消滅したわけではなく、個人の株主にあっては、「株式が自然消滅した」という解釈になります。従って、税務上は「家事的損失」と同じ扱いになります。

特例措置

特定口座に保管されていた内国法人の上場株式が、上場廃止となった日以後、特定管理株式(※1)または特定保有株式(※2)になります。

のうち、同日以後、発行会社の清算終了等の一定の事実が発生した日まで、その株式と同一銘柄の株式の取得および譲渡をしていないものであることにつき一定の証明がされた株式。

※3 特定管理口座
 特定管理口座とは、特定口座に保管している内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなったときに、その株式をその特定口座からの移管により保管の委託がされること等一定の

Q2 金融所得課税の一体化(平成25年度税制改正)により、平成28年(2016年)以降の金融商品課税が大幅に変わると聞きましたが、上記特例についても変更点はあるのでしょうか。

A2 平成27年12月31日以前に生じた、その譲渡損失とみなされた金額は他の株式等の譲渡益から控除しきれなかったとしても、その金額を翌年以後に繰り越すことはできませんでした。つまり、平成27年12月31日以前の特定管理株式等の価値喪失の場合の特例制度では、非上場株式等の扱いとされていました。

要件を満たす口座。なお、特定管理口座を開設するには、特定口座を開設している金融商品取引業者等に対して、特定管理口座に上場株式等に該当しなくなった株式を受け入れる時まで、「特定管理口座開設届出書」を提出する必要があります。

適用手続き

上記、特例の適用を受けるためには、清算・破産等の一定の事実が生じた年分の確定申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載するとともに、下記書類を添付する必要があります。

- ① 特例の対象となる株式について、特定管理口座を開設したまたは開設していた金融商品取引業者等から交付を受けた一定の事実等を確認した旨を証する書類
- ② 特例の対象となる価値を喪失した株式とそれ以外の株式等とを区分して記載された株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

平成25年度税制改正により、平成28年分(2016年)から、この特例の適用対象に、特定口座で管理されている内国法人が発行した公社債が追加されるとともに、この特例により譲渡損失とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額として損益通算及び繰越控除の対象とすることができるように変更されました(租税特別措置法第37条の11の2)。